

議案第2号

南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年1月29日提出

南あわじ市長 守本憲弘

南あわじ市条例第　　号

南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例

南あわじ市行政組織条例（平成17年南あわじ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条各号を次のように改める。

- (1) 総務部
- (2) 企画部
- (3) 危機管理部
- (4) 市民部
- (5) 福祉部
- (6) 経済観光部
- (7) 農林畜産部
- (8) まちづくり建設部

第2条各号を次のように改める。

- (1) 総務部

- ア 秘書に関すること。
 - イ 議会及び各行政委員会との調整に関すること。
 - ウ 文書及び例規に関すること。
 - エ 統計調査に関すること。
 - オ 職員に関すること。
 - カ 財政に関すること。
 - キ 行財政改革に関すること。
 - ク 入札及び契約に関すること。
 - ケ 情報化の推進に関すること。
 - コ 他の部の所管に属さないこと。

- (2) 企画部

- ア 市の政策の企画及び総合調整に関すること。
 - イ 人口減少対策、移住及び定住に関すること。

- ウ 広報及び広聴に関すること。
- エ 鳴門の渦潮世界遺産登録推進に関すること。
- オ 資産の活用及び管理に関すること。
- カ 企業誘致に関すること。
- キ 市民協働によるまちづくりに関すること。
- ク 市民相談及び人権に関すること。
- ケ 交通政策の総合調整に関すること。
- コ 市長の特命事項に関すること。

(3) 危機管理部

- ア 危機管理対策に関すること。
- イ 防災及び消防に関すること。
- ウ 交通安全及び防犯に関すること。

(4) 市民部

- ア 窓口業務に関すること。
- イ 戸籍、住民記録及び年金に関すること。
- ウ 市税等の賦課徴収に関すること。
- エ 環境衛生に関すること。
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(5) 福祉部

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 児童福祉に関すること。
- ウ 国民健康保険、後期高齢者医療及び医療費助成に関すること。
- エ 介護保険に関すること。
- オ 保健衛生及び健康増進に関すること。

(6) 経済観光部

- ア 商工業及び観光の振興に関すること。
- イ 食のブランド化による地域振興に関すること。
- ウ 水産業の振興に関すること。

(7) 農林畜産部

- ア 農業及び畜産業の振興に関すること。

イ 鳥獣対策に関すること。

ウ 農地及び農業用施設に関すること。

(8) まちづくり建設部

ア 道路、橋梁、河川その他土木一般に関すること。

イ 用地取得及び地籍調査に関すること。

ウ 都市計画及び都市公園に関すること。

エ 住宅政策及び市営住宅に関すること。

オ 営繕に関すること。

カ 下水道事業に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

南あわじ市行政組織条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) <u>総務企画部</u> (2) <u>危機管理部</u> (3) <u>市民福祉部</u> (4) <u>産業建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務企画部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>秘書に関すること。</u> イ <u>議会及び各行政委員会との調整に関すること。</u> ウ <u>文書及び例規に関すること。</u> エ <u>統計調査に関すること。</u> オ <u>職員に関すること。</u> 	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) <u>総務部</u> (2) <u>企画部</u> (3) <u>危機管理部</u> (4) <u>市民部</u> (5) <u>福祉部</u> (6) <u>経済観光部</u> (7) <u>農林畜産部</u> (8) <u>まちづくり建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>秘書に関すること。</u> イ <u>議会及び各行政委員会との調整に関すること。</u> ウ <u>文書及び例規に関すること。</u> エ <u>統計調査に関すること。</u> オ <u>職員に関すること。</u> 	

力 財政に関すること。
キ 行財政改革に関すること。
ク 財産及び契約に関すること。
ケ 広報及び広聴に関すること。
コ 情報化の推進に関すること。
サ 市の政策の企画及び総合調整に関すること。
シ 移住、定住及び企業誘致に関すること。
ス 市長の特命事項に関すること。
セ 鳴門の渦潮世界遺産登録推進に関すること。
ソ 市民協働によるまちづくりに関すること。
タ 公共交通に関すること。
チ 市民相談及び人権に関すること。
ツ 他の部の所管に属さないこと。

(2) 危機管理部

ア 危機管理対策に関すること。
イ 防災及び消防に関すること。
ウ 交通安全及び防犯に関すること。

(3) 市民福祉部

ア 窓口業務に関すること。
イ 戸籍、住民記録及び年金に関すること。
ウ 市税等の賦課徴収に関すること。
エ 環境衛生に関すること。

力 財政に関すること。
キ 行財政改革に関すること。
ク 入札及び契約に関すること。
ケ 情報化の推進に関すること。
コ 他の部の所管に属さないこと。

(2) 企画部

ア 市の政策の企画及び総合調整に関すること。
イ 人口減少対策、移住及び定住に関すること。
ウ 広報及び広聴に関すること。
エ 鳴門の渦潮世界遺産登録推進に関すること。
オ 資産の活用及び管理に関すること。
カ 企業誘致に関すること。
キ 市民協働によるまちづくりに関すること。
ク 市民相談及び人権に関すること。
ケ 交通政策の総合調整に関すること。
コ 市長の特命事項に関すること。

(3) 危機管理部

ア 危機管理対策に関すること。
イ 防災及び消防に関すること。
ウ 交通安全及び防犯に関すること。

(4) 市民部

ア 窓口業務に関すること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

カ 社会福祉に関すること。

キ 子育て支援に関すること。

ク 国民健康保険、後期高齢者医療及び医療費助成に関すること。

ケ 介護保険に関すること。

コ 保健衛生及び健康増進に関すること。

(4) 産業建設部

ア 商工業及び観光の振興に関すること。

イ 農業、林業及び畜産業の振興に関すること。

ウ 水産業の振興に関すること。

エ 農地及び農業用施設に関すること。

オ 地籍調査に関すること。

カ 道路、橋梁、河川その他土木一般に関すること。

キ 営繕に関すること。

ク 都市計画に関すること。

ケ 住宅に関すること。

コ 下水道事業に関すること。

イ 戸籍、住民登録及び年金に関すること。

ウ 市税等の賦課徴収に関すること。

エ 環境衛生に関すること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(5) 福祉部

ア 社会福祉に関すること。

イ 児童福祉に関すること。

ウ 国民健康保険、後期高齢者医療及び医療費助成に関すること。

エ 介護保険に関すること。

オ 保健衛生及び健康増進に関すること。

(6) 経済観光部

ア 商工業及び観光の振興に関すること。

イ 食のブランド化による地域振興に関すること。

ウ 水産業の振興に関すること。

(7) 農林畜産部

ア 農業及び畜産業の振興に関すること。

イ 鳥獣対策に関すること。

ウ 農地及び農業用施設に関すること。

(8) まちづくり建設部

ア 道路、橋梁、河川その他土木一般に関すること。

イ 用地取得及び地籍調査に関すること。

ウ 都市計画及び都市公園に関すること。

第3条以下 略

エ 住宅政策及び市営住宅に関すること。

オ 營繕に関すること。

カ 下水道事業に関すること。

第3条以下 略